

経済産業分野を対象とする 個人情報保護ガイドライン等について

平成19年1月
経済産業省
商務情報政策局
情報経済課

目次

1. 個人情報保護を取り巻く状況
2. 個人情報保護ガイドラインとその改正について
3. 民間団体における個人情報保護の取組

1. 個人情報保護を取り巻く状況

2. 個人情報保護ガイドラインとその改正について

3. 民間団体における個人情報保護の取組

個人情報保護法制定の経緯

(1) 行政機関個人情報保護法制定(1988年(昭和63年))

(2) 民間部門の自主的取り組み

- 通産省ガイドラインの策定(1989年(平成元年)告示、1997年(平成9年)改訂)
- プライバシーマーク制度の導入(1998年(平成10年))ーーー(財)日本情報処理開発協会
- 日本工業規格(JISQ15001)の制定(1999年(平成11年))

(3) 住民基本台帳法改正(1999年(平成11年))

- 改正時に、与党3党合意、小淵元首相国会答弁(「民間部門も含めて個人情報の保護を図る」)

(4) IT戦略本部で個人情報の保護について議論

- 個人情報保護検討部会(1999年(平成11年))
- 個人情報保護法制化専門委員会(2000年(平成12年))

(5) 個人情報保護法案の作成(2001年(平成13年)3月)

- 第151通常国会に提出されるが、継続審議扱いの後、第155臨時国会において廃案。

(6) 個人情報保護法の成立(2003年(平成15年)5月)

- 同法案を修正し、第156通常国会に再提出・成立(公布、一部施行)。

(7) 個人情報保護法の全面施行(2005年(平成17年)4月)

- 事業者の義務規定を含め、全面施行。

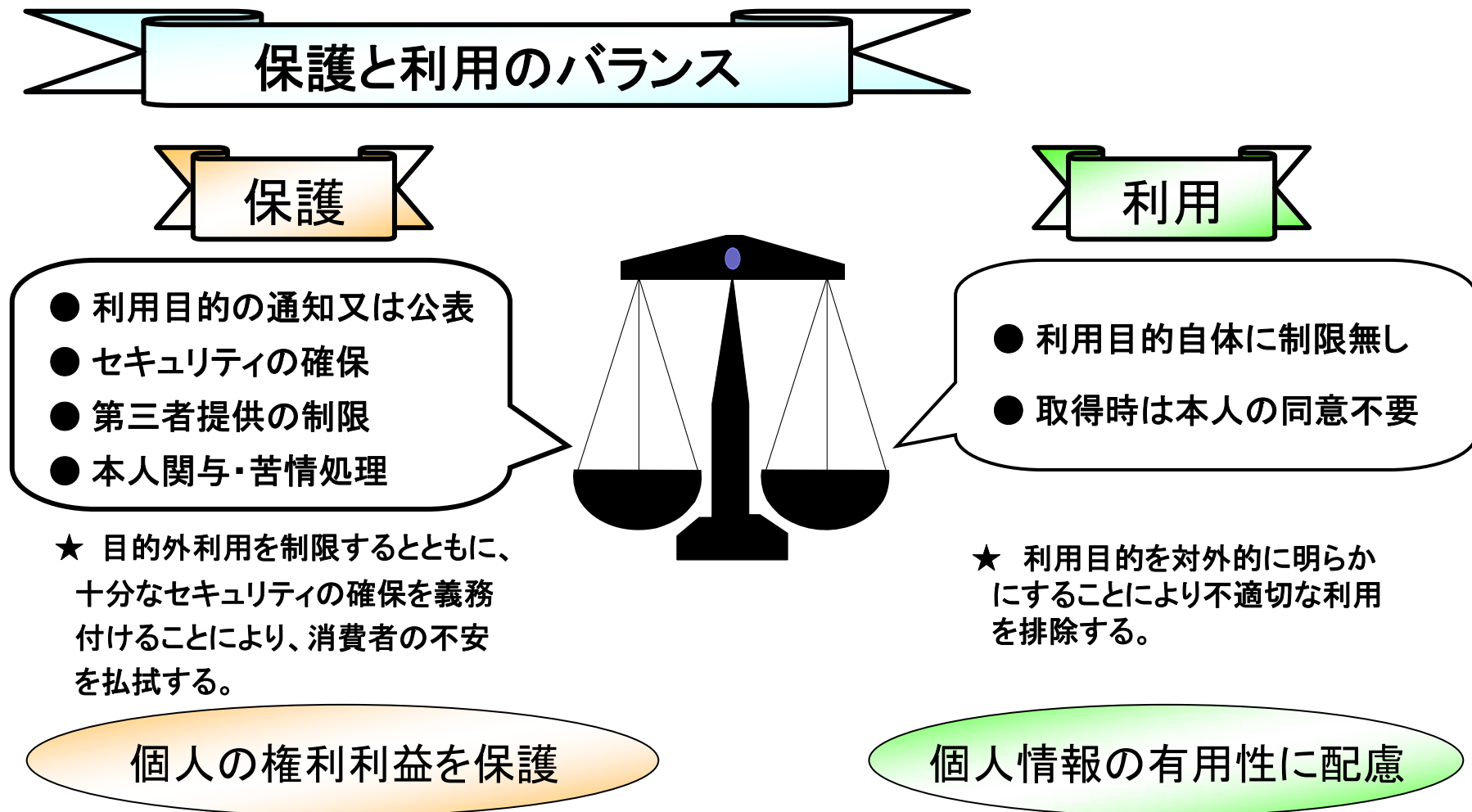
1980年

OECD8原則

1995年

EU個人情報
保護指令

個人情報保護法の考え方



個人情報保護法施行後の状況

事業者

個人情報保護に真摯に取り組むことにより、負担を感じている事業者が存在する一方、法律への対応が不十分な事業者も存在（「個人情報保護に関する主な検討課題」（国民生活審議会））

真摯に取り組む事業者

- ・あらゆる“個人情報” “個人データ”を管理する負担の増大

適正な負担？

対応が不十分な事業者

- ・中小企業等の取組の遅れ

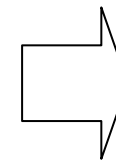
個人情報取扱事業者以外の取組は？

国民

国民の個人情報の取扱いに対する不安は、法施行後、むしろ増大する傾向

個人情報の取扱いに対する不安

- ・個人情報保護に対する意識の高まり
- ・漏えい“公表”事案の増加
- ・身に覚えのないところからの連絡



過剰反応
(利用控え)

事業者からの個人情報漏えい事案の状況 (平成17年度、経済産業省分) ①

個人情報保護法施行後も、漏えい事案は増加
PCの紛失・盗難や、不正アクセスによる漏えいは1件当たりの漏えい人数が多い。

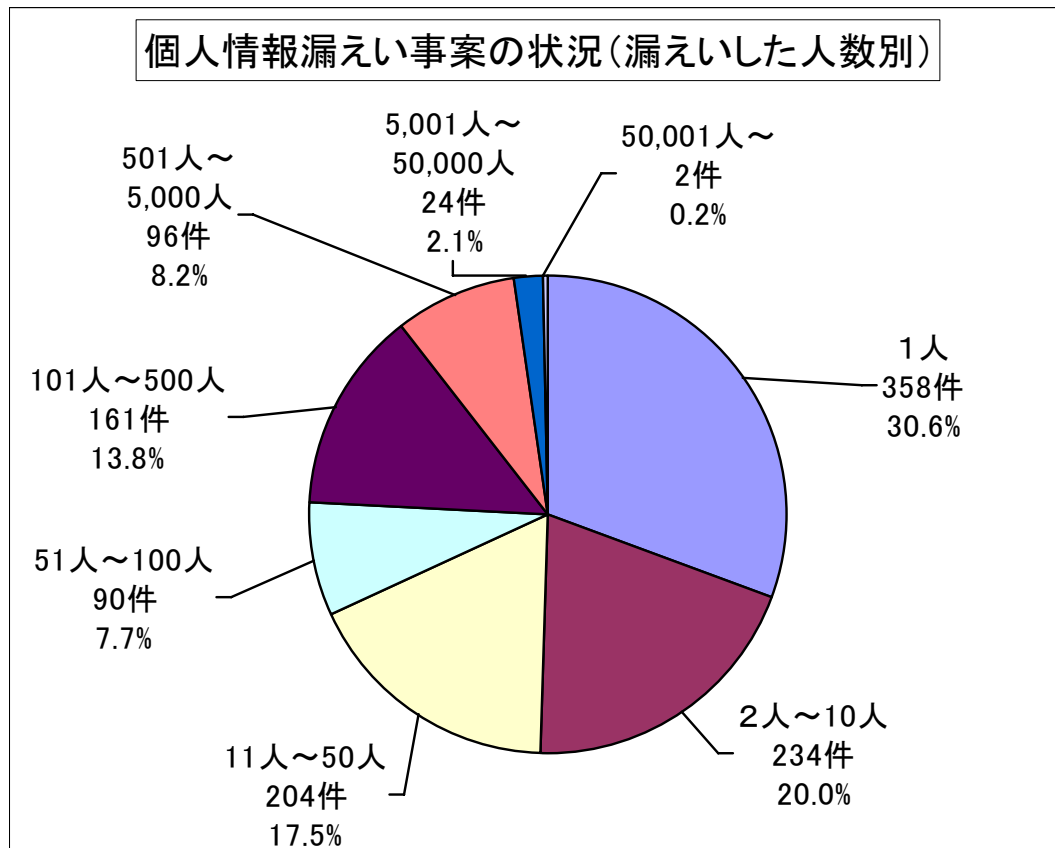
原因	件数	漏えいした人数					
		500人以下	割合	~5,000人	割合	5,001人以上	割合
紛失・書類	417件	①408件	39.0 %	8件	8.3 %	1件	3.8 %
送付ミス・郵送等	155件	②152件	14.5 %	3件	3.1 %		
盗難・書類	141件	③136件	13.0 %	4件	4.2 %	1件	3.8 %
盗難・PC	87件	48件	4.6 %	①32件	33.3 %	①7件	26.9 %
送付ミス・メール	74件	62件	5.9 %	②10件	10.4 %	2件	7.7 %
送付ミス・FAX	62件	62件	5.9 %				
紛失・PC	36件	25件	2.4 %	6件	6.3 %	②5件	19.2 %
紛失・携帯	27件	26件	2.5 %	1件	1.0 %		
不正アクセス・ウィルス感染	24件	10件	1.0 %	③9件	9.4 %	②5件	19.2 %
盗難・その他電子機器	23件	17件	1.6 %	4件	4.2 %	2件	7.7 %
紛失・メモリー	16件	9件	0.9 %	7件	7.3 %		
盗難・携帯	13件	12件	1.1 %	1件	1.0 %		
故意(従業員)	9件	9件	0.9 %				
紛失・その他電子機器	8件	5件	0.5 %	3件	3.1 %		
盗難・その他	7件	6件	0.6 %			1件	3.8 %
紛失・その他	4件	4件	0.4 %				
不正廃棄	3件	3件	0.3 %				
盗難・メモリー	1件	1件	0.1 %				
その他	62件	52件	5.0 %	8件	8.3 %	2件	7.7 %
合計	1,169件	1,047件	100.0 %	96件	100.0 %	26件	100.0 %

(注)漏えい原因の件数が多い順に並べたもの

事業者からの個人情報漏えい事案の状況 (平成17年度、経済産業省分) ②

事業者からの報告の半数が漏えい人数1人～10人

個人情報漏えい事案の状況(漏えいした人数別)



漏えいした人数	17年度	
	件数	割合
1人	358	30.6%
2人～10人	234	20.0%
11人～50人	204	17.5%
51人～100人	90	7.7%
101人～500人	161	13.8%
501人～5,000人	96	8.2%
5,001人～50,000人	24	2.1%
50,001人～	2	0.2%
合計	1,169	100%

(注)事業者による非公表事案も含む。

事業者からの個人情報漏えい事案の状況 (平成18年度、経済産業省分)

ファイル共有ソフトによる個人情報漏えいも依然として発生(17年度20件、18年度17件)

ファイル共有ソフトによる個人情報漏えい報告事案(平成18年度)

(11月30日現在)

漏えい等情報	漏えい等人数	漏えい等元・漏えい等した者	事故の概要
氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、その他(職業、応募作品)	約750人	再委託先従業員	再委託先の従業員が、自宅のPCで業務を行っていたが、Shareを介して漏えい
氏名、住所、電話番号、その他(郵便番号、職場名)	約400人	従業員	個人情報を自宅に持ち帰ったところ、ウィニーを介して漏えい
氏名、住所、電話番号、その他(職種、生年月日、安全教育履歴、資格)	約30人	関連会社従業員	個人情報を自宅に持ち帰ったところ、Shareを介して漏えい
氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他(所属等)	約350人	従業員	個人情報を自宅に持ち帰ったところ、Shareを介して漏えい
氏名、住所、電話番号、その他(入試試験結果、合否判定結果)	約1050人	従業員	自宅のPCで業務を行っていたが、ウィニーを介して漏えい
氏名、住所、電話番号、メールアドレス	約1200人	元従業員	在職時に自宅のPCで業務を行っていたが、ファイル交換ソフトを介して漏えい
氏名、生年月日、性別、住所、健康情報、その他(個人番号、受給者番号)	約1650人	委託先からの借上要員	委託先の派遣社員が自宅のPCで業務を行っていたが、ウィニーを介して漏えい
氏名、生年月日、住所、2電話番号、メールアドレス、その他(家族構成)	約2000人	委託先従業員	個人情報を自宅に持ち帰ったところ、Shareを介して漏えい
氏名、住所、電話番号、口座番号、その他(社会保険加入有無、調査員コード、地区コード)	約400人	従業員	平成14年当時の個人情報資料を消し忘れていたが、最近ファイル交換ソフトを介して漏えい
氏名、住所、電話番号、メールアドレス	約3600人	従業員	個人情報を自宅に持ち帰ったところ、ウィニーを介して漏えい
氏名、電話番号、その他(勤務先情報)	約250人	従業員	個人情報を自宅に持ち帰ったところ、ウィニーを介して漏えい
氏名、住所、電話番号、メールアドレス	約400人	従業員	個人情報を自宅に持ち帰ったところ、ウィニーを介して漏えい
氏名、その他(会社名、会社住所、会社電話番号、営業メモ)	約50人	従業員	個人情報を自宅に持ち帰ったところ、ウィニーを介して漏えい
氏名、生年月日、住所、電話番号	約1200人	非常勤の従業員	個人情報を自宅に持ち帰ったところ、ウィニーを介して漏えい
氏名、住所、電話番号、メールアドレス、家族情報、その他(成績情報、学歴)	約4600人	元従業員	個人情報を自宅に持ち帰ったところ、ウィニーを介して漏えい
氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、その他(勤務先情報、会員情報)	約2000人	従業員	個人情報を自宅に持ち帰ったところ、ウィニーを介して漏えい
氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他(年齢)	約2500人	委託先従業員	平成13年のデータを消去していなかったため、会社PCに残っていたデータがウィニーを介して漏えい

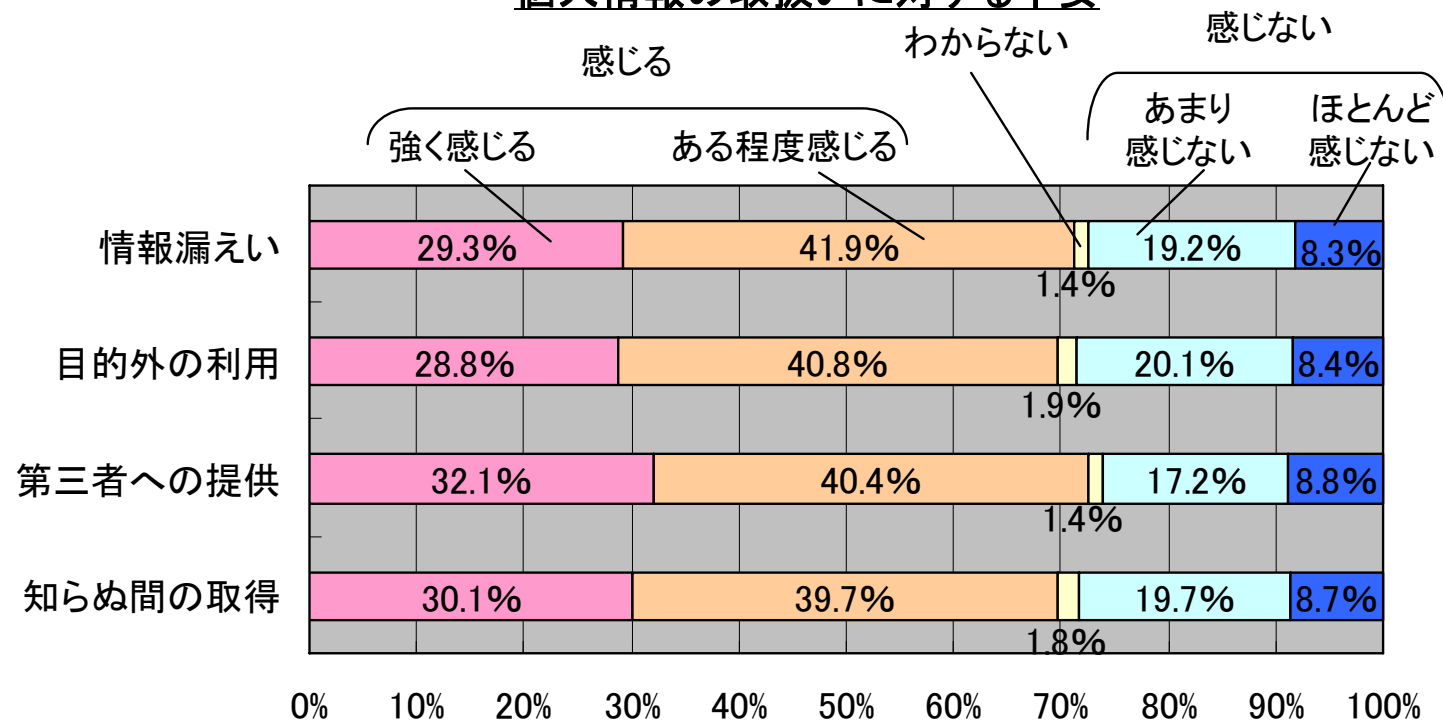
個人情報の取扱いに対する国民の意識

国民の個人情報の取扱いに対する不安は、法施行後、むしろ増大する傾向

原因？

- ・個人情報保護に対する意識の高まり
- ・漏えい“公表”事案の増加
- ・身に覚えのないところからの連絡

個人情報の取扱いに対する不安

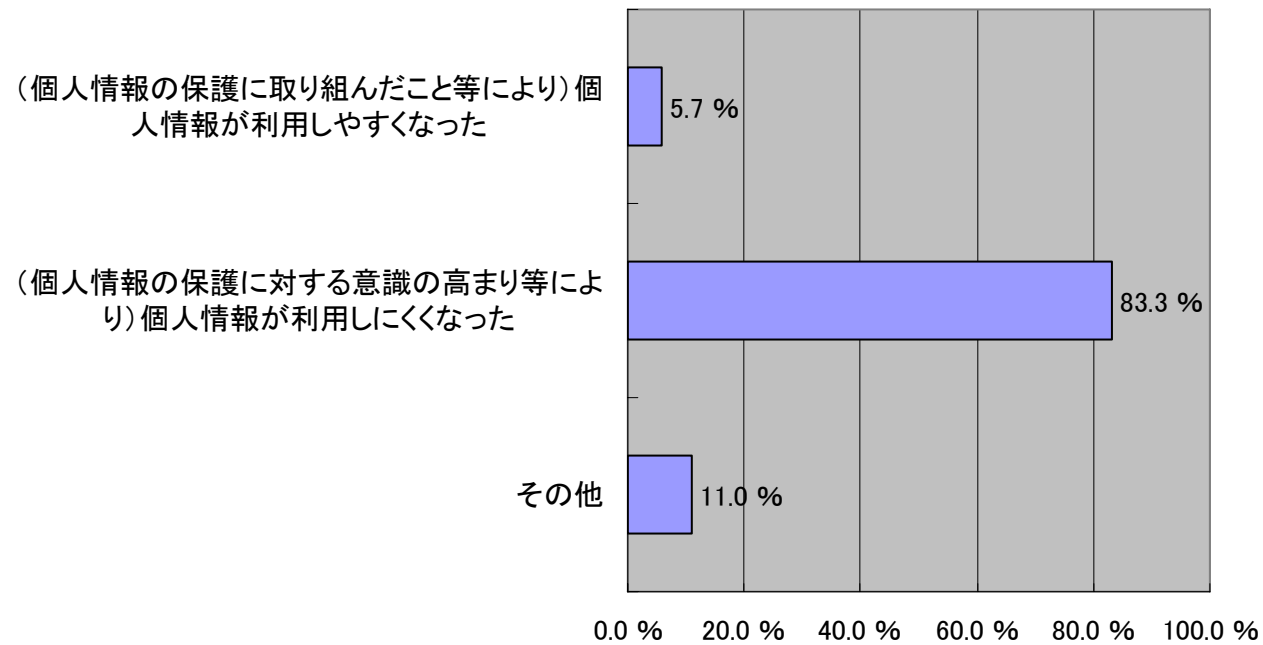


内閣府「個人情報保護に関する世論調査」(平成18年9月調査)から経済産業省作成

<http://www8.cao.go.jp/survey/h18/h18-hogo/index.html>

個人情報の取扱いに対する事業者の意識

Q 個人情報保護法が施行されたことで、個人情報の利用がしやすくなったと感じますか。



経済産業省・(財)日本情報処理開発協会

「経済産業分野の事業者における個人情報の保護に関する取組み実態調査(平成18年3月)」

個人情報保護法制定後の政府の動向

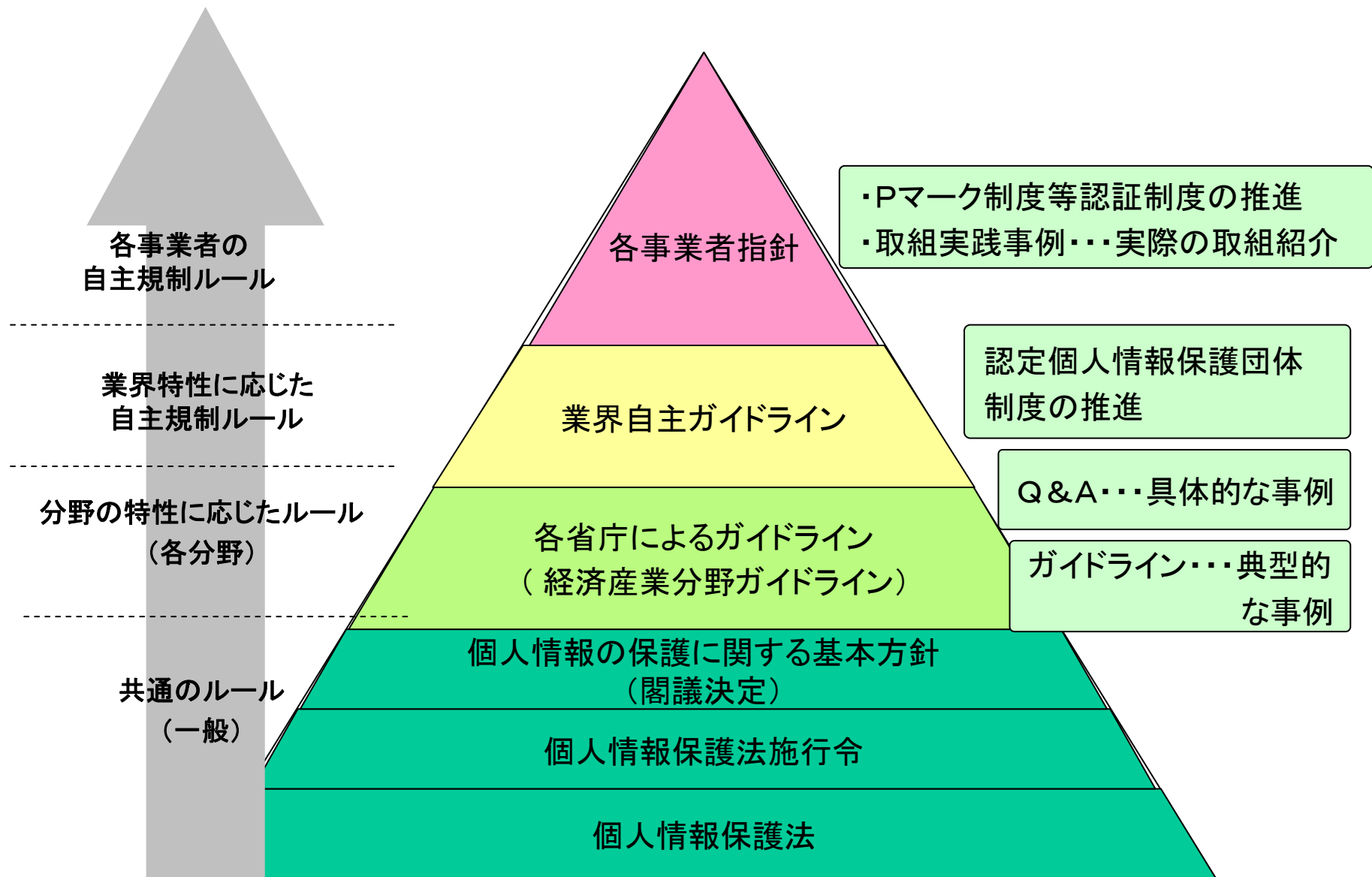
	法律・政府全体の動き	ガイドライン・経済産業省等の動き
2004年10月		経済産業分野個人情報保護ガイドラインの策定 ガイドライン等に関するQ&Aの公表
2005年4月	個人情報保護法の全面施行	
2005年11月	国民生活審議会個人情報保護部会で個人情報保護法の施行状況の評価及び個人情報保護制度の見直しに向けた検討開始	
2006年2月	”過剰反応”対応に関する関係府省申合せ http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/20060228moshiawase.pdf	ガイドライン等に関するQ&Aの追加 <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士法に基づく弁護士会からの照会(Q47) ・警察等からの捜査関係の照会(Q48) ・不具合製品を回収する際の情報提供(Q49) 「個人情報保護法に基づく個人データの安全管理措置の徹底に係る注意喚起」 <ul style="list-style-type: none"> ・データベースへの不正アクセスの除去（SQLインジェクション対応等） ・ウィルス感染による個人データの流出対策（P2Pファイル共有ソフト対策等） ・パソコンの紛失・盗難対策 認定個人情報保護団体連絡会の開催
2006年5月		JISQ15001改正（JISQ15001:2006「個人情報マネジメントシステム－要求事項」）
2006年7月	「個人情報保護に関する主な検討課題」取りまとめ http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/kadai.pdf	
2006年12月		「取組実践事例」の公表
2007年3月 （予定）		経済産業分野個人情報保護ガイドラインの改正 ガイドライン等に関するQ&Aの追加公表
2007年夏 （予定）	検討結果取りまとめ	

1. 個人情報保護を取り巻く状況

2. 個人情報保護ガイドラインとその改正について

3. 民間団体における個人情報保護の取組

ガイドラインの位置づけ



経済産業分野ガイドラインの特徴・性格

1. 事業者の取組を支援するための具体的指針

基本方針及び個人情報保護法第8条に基づき、経済産業省所管業種の事業者等が個人情報の適正な取扱いを確保するために行う取組を支援するための具体的指針として策定。

2. 具体的な事例を掲載

個人情報保護法に関する対応を行うに際して具体的なイメージが持てるよう、参考事例を掲載。事例については、法のルールに適合している例と違反している例の双方について記述し、事業者が具体的にどのような対応を行えば良いのか分かるような工夫を行った。

3. 従業員の個人情報の取扱いについて

経済産業省所管業種の事業者等が、個人情報保護法に関する対応について全て理解できるようにするため、従業員の個人情報に関する部分も記述。従業員の個人情報の取扱いの部分については、厚生労働大臣と経済産業大臣の共同で作成を行った。

4. 行政の透明性の確保

「勧告」「命令」及び「緊急命令」については、個人情報取扱事業者が、本ガイドラインで、「しなければならない」と明記したものについて、必要な措置を講じたか否かを基に判断して行うこととし、行政の透明性の確保を図った。

定義

- 法律で用いられている基本的な用語の定義とその具体的事例を示す。

個人情報（現行ガイドライン2ページ以下）

法第2条第1項 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

現行ガイドライン

- ◆ 氏名、性別、生年月日等に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書き等の属性に関して、**事実、判断、評価を表す全ての情報**であり、評価情報、公刊物等によって**公にされているもの**や、**映像、音声も含まれ**、暗号化されているかどうかを問わない。
- ◆ 「生存する個人」は日本国民に限られず、外国人も含まれるが、法人その他の団体は「個人」に該当しないため、法人等の団体に関する情報は含まれない（ただし、役員、従業員等に関する情報は個人情報）。

【個人情報に該当する事例】

- ・防犯カメラに記録された情報など本人が判別できる映像情報
- ・特定の個人を識別できるメールアドレス情報(keizai_ichiro@meti.go.jpなどのようにメールアドレスだけの情報の場合であっても、日本の政府機関である経済産業省に所属するケイザイチローのメールアドレスであることがわかるような場合等)。
- ・官報、電話帳、職員録等で公にされている情報(本人の氏名等)

【個人情報に該当しない事例】

- ・企業の財務情報等、法人等団体そのものに関する情報(団体情報)
- ・記号や数字等の文字列だけから特定個人の情報であるか否かの区別がつかないメールアドレス情報(例えば、abc012345@ispisp.jp。ただし、他の情報と容易に照合することによって特定の個人を識別できる場合は、個人情報となる。)
- ・特定の個人を識別することができない統計情報

「個人情報」の定義について

権利利益の侵害のおそれの少ない個人情報の取扱いは？

企業情報中の
役員情報

宛名(ラベル)

市販名簿

名刺情報

公開情報

氏名のみ

暗号化された情報

「2-1-1.個人情報」の定義について(改正案2ページ以下)

ガイドライン改正案

権利利益の侵害のおそれの少ない個人情報の取扱いは？

1 【個人情報に該当する事例】【個人情報に該当しない事例】は維持

・現行法の解釈としては、現在の事例が適当

2 権利利益の侵害のおそれの少ない個人情報の取扱いは安全管理措置の程度の問題として記述 → 【安全管理措置の義務違反とはならない場合】(宛名、市販名簿) <改正案25

ページ4行目以下>

3 “暗号化”は、安全管理措置の対策の一つとして有効である旨明示

<改正案2ページ12行目以下>

「個人に関する情報」は、氏名、性別、生年月日等個人を識別する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表すすべての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない(ただし、「2-2-3-2.安全管理措置(法第20条関連)」の対策の一つとして、高度な暗号化等による秘匿化を講じることは望ましい。)

4 “暗号化”は、「事故又は違反への対処」を実践するために講じることが望まれる手法の例

示でも記述 <改正案27ページ11行目以下>

「個人情報」の定義について

国民生活審議会でも、今後、「個人情報」の範囲について検討が行われる予定

個人情報保護に関する主な検討課題等

個人情報保護に関する主な検討課題(平成18年7月28日国民生活審議会個人情報保護部会) <抜粋>

2. 保護の対象と義務の対象

(1) 個人情報保護法において全ての個人情報を同様に扱うという体系について

- ・ 保護の対象について、OECDでは「識別される又は識別され得る個人(データ主体)」に関するあらゆる情報」と定義しているように、国際的には広く捉えるのが一般的であるが、国際的な整合性の視点をどのように位置付けるか。
- ・ 「個人情報の性質及び利用方法にかんがみ、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報」について、格別の措置が講じられたものと整理された分野もあるが、これをどのように考えるか。

3. 事業者等の取組

(3) 適正・安全な管理について

④ 事業者の保有する市販の名簿の管理について

- ・ 市販されているもの等、広く頒布されている名簿についても、他の個人データと同様に管理することとされているが、このような名簿については、他の個人データとは別に、事業者の現実的な管理可能性を踏まえた取扱いが検討できないか。

平成18年11月24日国民生活審議会個人情報保護部会での経済産業省ヒアリング資料(抜粋)

(検討課題に関する見解)

市販名簿等、漏えい等による権利利益の侵害のおそれが少ない情報の管理については、(i)個人情報保護法の保護対象とすべきか(「個人情報」の定義に含めるか)という観点だけでなく、(ii)施行令第2条の「特定の個人の数」に算入しない事例に追加すべきか、(iii)安全管理措置の程度の問題として捉えるべきかという観点からも検討する必要があると考える。

個人情報データベース等（現行ガイドライン3ページ以下）

法第2条第2項 この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

- 一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- 二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

現行ガイドライン

- ◆特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物
- ◆コンピュータを用いなくても、カルテや指導要録など、紙面で処理した個人情報を一定の規則（例えば、五十音順、年月日順等）に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているもの

【個人情報データベース等に該当する事例】

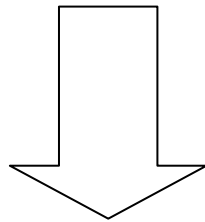
- ・従業員が、名刺の情報を業務用パソコン（所有者を問わない。）の表計算ソフト等を用いて入力・整理し、他の従業員等によっても検索できる状態にしている場合
- ・氏名、住所、企業別に分類整理されている市販の人名録

【個人情報データベース等に該当しない事例】

- ・従業員が、自己の名刺入れについて他人が自由に検索できる状況に置いても、他人には容易に検索できない独自の分類方法により名刺を分類した状態である場合
- ・アンケートの戻りはがきで、氏名、住所等で分類整理されていない状態である場合

「2-1-2.個人情報データベース等」の定義について(改正案2ページ以下)

ガイドライン改正案への追加は見送り



今後、Q&Aへの追加を検討

【個人情報データベース等に該当する事例】

- ・携帯電話等のメモリに記録されている電話帳（氏名と電話番号等を組み合わせた情報を入力している場合）

【個人情報データベース等に該当しない事例】

- ・文書作成ソフトで作成した議事録データ等に含まれる氏名（一覧表になっていないもの）
- ・防犯カメラやビデオカメラなどで記録された映像情報（記録した日時による検索は可能であるが、氏名等の個人情報では容易に検索できない場合）
- ・録音などにより記録された音声情報（会話中に氏名などが含まれていても、氏名等の個人情報をもとに容易に検索ができない場合）
- ・宅配便などの送り状を単に発送した日付順に並べてファイリングしている場合

個人情報取扱事業者（現行ガイドライン4ページ以下）

法第2条第3項 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

一～五（略）

現行ガイドライン

◆国の機関、地方公共団体、独立行政法人以外で、取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ない者（※1）を除いた、個人情報データベース等を事業の用に供している者。

※1: 個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数（※2）の合計が過去6ヶ月以内のいずれの日においても5000人を超えない者。

※2: 事業の用に供する個人情報データベース等が、

- ①他人の作成によるもので、
- ②氏名、住所又は電話番号のみを含んでおり、
- ③新たに個人情報を加えたり、他の個人情報を付加したりして、データベースそのものを変更するようなことをしない場合は、その個人情報データベース等に含まれる個人数は、上記※1の「特定の個人の数」には算入しない。

【特定の個人の数に算入しない事例】

- ・電話会社より提供された電話帳および市販の電話帳CD-ROM等に掲載されている氏名及び電話番号
- ・市販のカーナビゲーションシステム等のナビゲーションシステムに格納されている氏名、住所又は居所の所在場所を示すデータ

【事業の用に供しないため特定の個人の数に算入しない事例】

- ・倉庫業、データセンター（ハウジング、ホスティング）等の事業において当該情報が個人情報に該当するかどうかを認識することなく預かっている場合に、その情報中に含まれる個人情報

「個人情報取扱事業者」の定義について

ガイドラインの改正はなし

今後、国民生活審議会で議論される予定

個人情報保護に関する主な検討課題等

個人情報保護に関する主な検討課題(平成18年7月28日国民生活審議会個人情報保護部会) <抜粋>

1. 総論

(1) 事業者の個人情報保護の取組に格差があることについて

- ・ 個人情報保護に真摯に取り組むことにより、負担を感じている事業者が存在する一方、法律への対応が不十分な事業者も存在する。
- ・ 中小・零細企業等は個人情報取扱事業者に該当しない場合が多く、個人情報保護の取組が遅れているのではないか。

2. 保護の対象と義務の対象

(2) 義務の対象である個人情報取扱事業者の範囲について

- ・ 自治会や同窓会等について、どのように考えるか。
- ・ 5,000 を超える個人情報を保有しない事業者が、法律の義務の対象から除外されていることについて、どのように考えるか。

「2-1-10. 本人の同意」の定義について(現行ガイドライン11ページ以下)

法第16条第1項 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

法第23条第1項 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

その他、法第16条第2項・第3項第2号～第4号等に記述がある。

ガイドライン改正案

子どもなどから同意を得る場合に関する記述を追加

＜改正案11ページ31行目以下＞

「本人の同意」とは、本人の個人情報が、個人情報取扱事業者によって示された取扱方法で取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう(当該本人であることを確認できていることが前提)。

また「本人の同意を得(る)」とは、本人の承諾する旨の意思表示を当該個人情報取扱事業者が認識することをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならない。

なお、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について、十分な判断能力を有していない子ども及び成年被後見人などから同意を得る場合は、本人のほか法定代理人等からの同意も得るなどの配慮が必要である。

「電子商取引等に関する準則」の改正においても、子どもからの個人情報の取得について言及

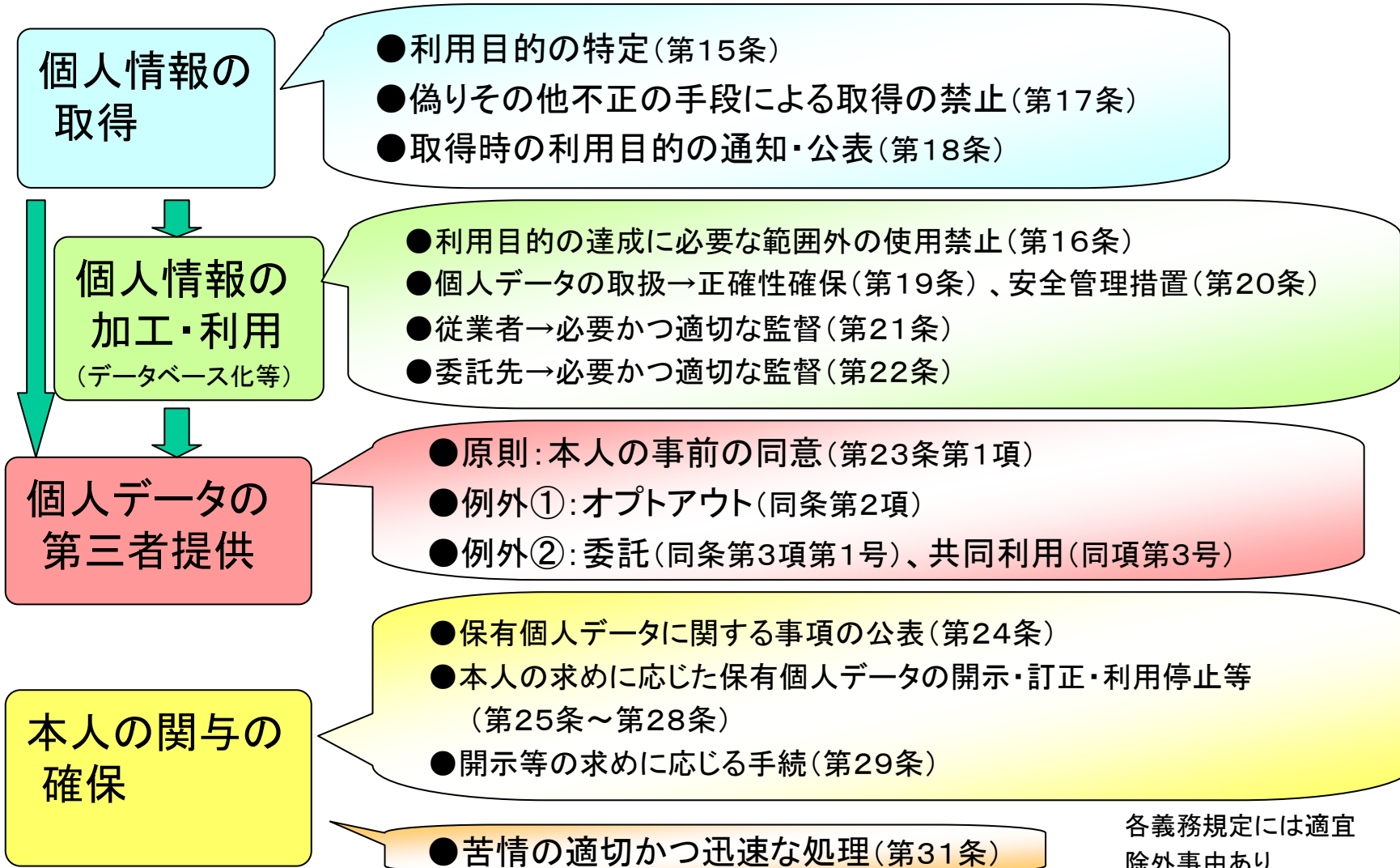
電子商取引等に関する準則改訂案(抜粋)＜パブコメ実施中＞

(個人情報の取得が違法とされる可能性がある例)

- ・小学生を対象としたウェブサイトで、家庭の経済状況を推知してマーケティングに利用する目的で、且つその意図を小学生に理解できるような形で説明することなく、懸賞プレゼントへの応募のためのアンケートなどの名目で、小遣金額、塾・習い事、通学している学校名などの情報を収集する行為

個人情報取扱事業者の義務の概要

■法第15条から法第31条に個人情報取扱事業者の義務が定められている。事業者が具体的に対応を行う際に、事業者が分かりやすいように、本ガイドラインで、具体的な事例とともに示す。



各義務規定には適宜除外事由あり

利用目的の特定(法第15条) (現行ガイドライン14ページ以下)

法第15条第1項 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。

第2項 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

現行ガイドライン

- ◆利用目的の特定に当たっては、利用目的を単に抽象的、一般的に特定するのではなく、個人情報取扱事業者において**最終的にどのような目的で個人情報を利用するかを可能な限り具体的に特定**する必要がある。
- ◆「〇〇事業(※)における商品の発送、新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス」等を利用目的とすることが挙げられる。単に「当社の事業活動」、「お客様のサービスの向上」等を利用目的とすることは、できる限り特定したことにはならない。
※「〇〇事業」の特定に当たっては、**社会通念上、本人から見て合理的に予想できる程度に特定**することが望ましい。例えば、日本標準産業分類の中分類から小分類程度の分類が参考になる。

【具体的に利用目的を特定している事例】

- ・「〇〇事業における商品の発送、関連するアフターサービス、新商品・サービスに関する情報のお知らせのために利用いたします。」
- ・「ご記入いただいた氏名、住所、電話番号は、名簿として販売することがあります。」
- ・情報処理サービスを行っている事業者の場合であれば、「給与計算処理サービス、あて名印刷サービス、伝票の印刷・発送サービス等の情報処理サービスを業として行うために、委託された個人情報を取り扱います。」のようにすれば利用目的を特定したことになる。

【具体的に利用目的を特定していない事例】

- ・「事業活動に用いるため」、「提供するサービスの向上のため」、「マーケティング活動に用いるため」

「2-2-1. (1) 利用目的の特定」について（改正案15ページ以下）

ガイドライン改正案

業種の明示だけでは、多くの場合、利用目的をできる限り具体的に特定したことにはならない旨を明示

＜改正案14ページ22行目以下＞

具体的には、「〇〇事業*における商品の発送、新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス」等を利用目的とすることが挙げられる。~~が~~定款や寄附行為等に想定されている事業の内容に照らして、個人情報によって識別される本人からみて、自分の個人情報が利用される範囲が合理的に予想できる程度に特定している場合や業種を明示することで利用目的の範囲が想定される場合には、これで足りるとされることもあり得るが、多くの場合、業種の明示だけでは利用目的をできる限り具体的に特定したことにはならない。~~しかしながら、また、~~単に「事業活動」、「お客様のサービスの向上」等を利用目的とすることは、できる限り 具体的に 特定したことにはならない。

【具体的に利用目的を特定している事例】を追加

＜改正案15ページ20行目以下＞

【具体的に利用目的を特定している事例】

事例4)「ご提供いただいたクレジットカード情報は、今回ご購入いただいた商品・サービスの決済のために利用します。」

「2-2-1. (2) 利用目的の変更」について（改正案15ページ以下）

ガイドライン改正案

利用目的を変更する場合は、法第16条に従って本人の同意を得なければならない旨明示

<改正案15ページ33行目以下>

上記(1)により特定した利用目的は、社会通念上、本人が想定することが困難でないと認められる範囲内で変更することは可能である。変更された利用目的は、本人に通知^{※1}するか、又は公表^{※2}しなければならない。

なお、本人が想定することが困難でないと認められる範囲を超える変更を行う場合は、法第16条に従って本人の同意を得なければならない。

【本人が想定することが困難でないと認められる範囲内(の利用目的の変更)に該当する事例】を変更

<改正案15ページ20行目以下>

【本人が想定することが困難でないと認められる範囲内に該当する事例】

事例) ~~「当社の行う〇〇事業における新商品・サービスに関する情報を電子メールにより送信することがあります。」とした利用目的において、「郵便によりお知らせすることがある」旨追加することは、許容される。~~

事例) 「当社の行う〇〇事業における新商品・サービスに関する情報のお知らせ」とした利用目的において「既存の商品・サービスに関する情報のお知らせ」を追加することは、許容される。

「2-2-1. (5) 適用除外」について（改正案17ページ以下）

■ 過剰反応に対する見直し＜法第16条第3項、第23条第1項関係＞

ガイドライン改正案

◆本人の同意を得ることなく個人データを第三者に提供できる事例の追加

【法令に基づく場合】

- ・弁護士法第23条の2（弁護士会からの照会）に基づく個人情報の提供

＜改正案17ページ25行目以下＞

刑事訴訟法第197条第2項（捜査と必要な取調べ）及び弁護士法第23条の2（弁護士会からの照会）等のように、強制力を伴わない場合でも、法令に根拠がある場合は対象となり得ると考えられるが、提供に当たっては、これらの法令の目的に則した必要性と合理性が認められるかを考慮する必要がある。

【人の生命、身体又は財産の保護】

- ・リコール対象製品を回収するための、販売店から製造元への顧客名簿の提供

＜改正案18ページ18行目以下＞

事例3) 消費者に危害を及ぼす事故が起こる危険性のある製品をリコール※する場合で、当該製品の購入者に緊急に連絡を取る必要があるときに、販売事業者等からリコールを実施するメーカー等に対して、製品の購入者等の情報を提供する場

利用目的の通知・公表（法第18条）（現行ガイドライン19ページ以下）

法第18条第1項 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

第2項 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（中略）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。（以下略）

現行ガイドライン

◆個人情報取扱事業者は、個人情報を取得する場合は、**あらかじめその利用目的を公表**していることが望ましい。公表していない場合は、**取得後速やかに、その利用目的を、本人に通知するか、又は公表**しなければならない。

【本人に通知又は公表が必要な事例】

- ・インターネット、官報、職員録等から個人情報を取得する場合
- ・個人情報の第三者提供を受ける場合

◆個人情報取扱事業者は、書面等による記載、ユーザー入力画面への打ち込み等により、**直接本人から個人情報を取得する場合**には、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。なお、口頭による個人情報の取得にまで、当該義務を課すものではない。

【あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない場合】

- ・申込書・契約書に記載された個人情報を本人から直接取得する場合
- ・アンケートに記載された個人情報を直接本人から取得する場合
- ・懸賞の応募はがきに記載された個人情報を直接本人から取得する場合

ガイドライン改正案

◆利用目的の通知又は公表が必要な事例を追加

<改正案20ページ31行目以下>

【本人への通知又は公表が必要な事例】

事例5) 個人情報の取扱いの委託を受けて、個人情報を取得する場合

◆口頭による個人情報の取得の場合、利用目的の通知・公表が必要な旨明確化

<改正案21ページ9行目以下>

個人情報取扱事業者は、書面等による記載、ユーザー入力画面への打ち込み等により、直接本人から個人情報を取得する場合には、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示※しなければならない。なお、口頭による個人情報の取得にまで、当該義務を課すものではないが、その場合は法第18条第1項に基づいて、あらかじめ利用目的を公表するか、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

安全管理措置(法第20条) (現行ガイドライン23ページ以下)

法第20条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

現行ガイドライン

- ◆個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のため、**組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、及び技術的な安全管理措置**を講じなければならない。
- ◆その際、本人の個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に**本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講じる。**(本ガイドラインでは、各安全管理措置を講じる際に望まれる事項を具体的に示した。)

組織的安全管理措置

安全管理について従業者(法第21条参照)の責任と権限を明確に定め、安全管理に対する規程や手順書(以下規程等という)を整備運用し、その実施状況を確認すること。

具体的には、組織体制の整備、規程等の整備と規程等に従った運用、個人データ取扱台帳の整備、評価、見直し及び改善、事故又は違反への対処など。

人的安全管理措置

従業者に対する、業務上秘密と指定された個人データの非開示契約の締結や、教育・訓練などの措置。

物理的安全管理措置

入退館(室)の管理、個人データの盗難の防止対策、機器・装置等の物理的な保護などの措置。

技術的安全管理措置

個人データ及びそれを取り扱う情報システムへのアクセス制御、不正ソフトウェア対策、情報システムの監視など、個人データに対する技術的な安全管理措置。

具体的には、アクセスにおける識別と認証、アクセス権限の管理、アクセスの記録、情報システムに対する不正ソフトウェア対策、移送・通信時の対策、情報システムの動作確認、情報システムの監視など。

「2-2-3-2. 安全管理措置」について(改正案24ページ以下)

ガイドライン改正案

■ 個人情報取扱事業者の過剰な負担の適正化に向けた見直し<法第20条関係>

【安全管理措置の義務違反とはならない事例の明示】

- ・内容物に個人情報が含まれない荷物の宛名に記載された個人データに関する事例
- ・書店で誰もが容易に入手できる市販名簿に関する事例

【「事故又は違反への対処」を実践するための講じることが望まれる手法の例示】

- i) 影響を受ける可能性のある本人への連絡
 - 本人への連絡を省略しても構わないものと考えられる事例の明示
 - ・紛失した個人データを、第三者に見られることなく、速やかに回収した場合
 - ・高度な暗号化等の秘匿化が施されている場合 など
- ii) 主務大臣等への報告
 - 認定個人情報保護団体の対象事業者は、主務大臣への報告に代えて、自己が所属する認定個人情報保護団体に報告が可能(定期的に認定個人情報保護団体から主務大臣に報告)。ただし、特定の機微な個人情報、信用情報、クレジットカード情報が漏えいし、二次被害が発生する可能性が高い場合等は、主務大臣に速やかに報告
- iii) 事実関係、再発防止策等の公表
 - 事実関係等の公表を省略しても構わないものと考えられる事例の明示
 - ・本人すべてに連絡がついた場合
 - ・高度な暗号化等の秘匿化が施されている場合 など

「2-2-3-2. 安全管理措置」について(改正案24ページ、63ページ以下)

ガイドライン改正案

■クレジットカード情報を含む個人情報の取扱いに関する見直し<法第20条関係>

◆クレジットカード情報等(カード番号、有効期限等)を含む個人情報は、情報が漏えいした場合、クレジットカード情報等の不正使用によるなりすまし購入などの二次被害が発生する可能性が高いため、クレジットカード情報等の安全管理措置として講じることが望ましい事例の追加。

- ・クレジットカード情報等の保存期限の設定、保存期限経過後の速やかな破棄
- ・クレジット売上傳票に記載されるクレジットカード番号を一部非表示化 など

「安全管理措置の水準について」

国民生活審議会でも、今後、「安全管理措置の水準について」検討が行われる予定

個人情報保護に関する主な検討課題等

個人情報保護に関する主な検討課題(平成18年7月28日国民生活審議会個人情報保護部会)〈抜粋〉

3. 事業者等の取組

(3) 適正・安全な管理について

①安全管理措置の水準について

- ・安全管理措置は社会環境の変化で要求水準が変わるが、安全管理措置はどこまで実施すべきか。
- ・情報漏えい等に関するリスクは事業者によって異なるため、事業者は直面するリスクを踏まえた安全管理措置を講じることが必要ではないか。
- ・中小企業等小規模な事業者の中には、費用や人員の観点から十分なセキュリティシステムが整備されていない場合があるが、このような事業者の情報セキュリティ対策を一層向上させることが重要ではないか。
- ・国の情報セキュリティ政策も踏まえつつ、事業者の情報セキュリティ対策の水準向上が図られることが重要であり、事業者の取組を促進するための施策、人材育成及び必要な知識の普及啓発等が必要ではないか。
- ・情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の中で、個人情報保護の取組を確実に位置付けて取り組むことは、個人情報保護の安全管理措置の水準を向上させるための一つの有効な手法。

従業員の監督（法第21条）（現行ガイドライン33ページ以下）

法第21条 個人情報取扱事業者は、その従業員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

現行ガイドライン

- ◆個人情報取扱事業者は、法第20条に基づく安全管理措置を遵守させるよう、従業員に対し必要かつ適切な監督をしなければならない。
- ◆「従業員」とは、個人情報取扱事業者の組織内において直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業主の業務に従事している者をいい、雇用関係にある従業員（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、取締役、執行役、理事、監査役、監事、派遣社員等も含まれる。
- ◆安全管理措置の一環として従業員をビデオ及びオンラインによるモニタリングを実施する場合についての留意点についても記述。

【従業員に対して必要かつ適切な監督を行っていない場合】

- ・従業員が、個人データの安全管理措置を定める規程等に従って業務を行っていることを、あらかじめ定めた間隔で定期的に確認せず、結果、個人データが漏えいした場合
- ・内部規程等に違反して個人データが入ったノート型パソコンを繰り返し持ち出されていたにもかかわらず、その行為を放置した結果、紛失し、個人データが漏えいした場合

【従業員のモニタリングを実施する上での留意点】

- ◆個人データの取り扱いに関する従業員及び委託先の監督、その他安全管理措置の一環として従業員を対象とするビデオ及びオンラインによるモニタリング（以下「モニタリング」という）を実施する場合は、次の点に留意する。
 - ・モニタリングの目的、即ち取得する個人情報の利用目的をあらかじめ特定し、社内規程に定めるとともに、従業員に明示すること。
 - ・モニタリングの実施に関する責任者とその権限を定めること。
 - ・モニタリングを実施する場合には、あらかじめモニタリングの実施について定めた社内規程案を策定するものとし、事前に社内徹底すること。
 - ・モニタリングの実施状況については、適正に行われているか監査、又は確認を行うこと。

委託先の監督（法第22条）（現行ガイドライン34ページ以下）

法第22条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

現行ガイドライン

- ◆個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合、法第20条に基づく安全管理措置を遵守させるよう、受託者に対し必要かつ適切な監督をしなければならない。
- ◆「必要かつ適切な監督」には、委託契約において、当該個人データの取扱いに関して、必要かつ適切な安全管理措置として、委託者、受託者双方が同意した内容を**契約に盛り込むとともに、同内容が適切に遂行されていることを、あらかじめ定めた間隔で確認**することも含まれる。なお、**優越的地位にある者が委託者の場合、受託者に不当な負担を課すことがあってはならない。**
- ◆委託者が受託者について「必要かつ適切な監督」を行っていない場合で、受託者が再委託をした際に、再委託先が適切といえない取扱いを行ったことにより、何らかの問題が生じた場合は、元の委託者がその責めを負うことがあり得るので、再委託する場合は注意する。

【受託者に必要かつ適切な監督を行っていない場合】

- ・個人データの安全管理措置の状況を契約締結時及びそれ以後も定期的に把握せず外部の事業者に委託した場合で、受託者が個人データを漏えいした場合。
- ・個人データの取扱いに関して定めた安全管理措置の内容を受託者に指示せず、結果、受託者が個人データを漏えいした場合。
- ・再委託の条件に関する指示を受託者に行わず、かつ受託者の個人データの取扱い状況の確認を怠り、受託者が個人データの処理を再委託し、結果、再委託先が個人データを漏えいした場合。

【個人データの取扱いを委託する場合に契約に盛り込むことが望まれる事項】

- 委託者及び受託者の責任の明確化
- 個人データの安全管理に関する事項
 - ・個人データの漏えい防止、盗用禁止に関する事項
 - ・委託契約範囲外の加工、利用の禁止
 - ・委託契約範囲外の複写、複製の禁止
 - ・委託契約期間
 - ・委託契約終了後の個人データの返還・消去・廃棄に関する事項
- 再委託に関する事項
 - ・再委託を行うに当たっての委託者への文書による報告
- 個人データの取扱い状況に関する委託者への報告の内容及び頻度
- 契約内容が遵守されていることの確認（例えば、情報セキュリティ監査なども含まれる。）
- 契約内容が遵守されなかった場合の措置
- セキュリティ事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項

「2-2-3-3. 従業者の監督」及び「2-2-3-4. 委託先の監督」(改正案37ページ以下)

「2-2-3-3. 従業者の監督」(改正案37ページ以下)

ガイドライン改正案

◆従業者に対して必要かつ適切な監督を行っていない場合の事例を修正

<改正案37ページ22行目以下>

【従業者に対して必要かつ適切な監督を行っていない場合】

事例2) 内部規程等に違反して個人データが入ったノート型パソコン [又は可搬型外部記憶媒体](#)を繰り返し持ち出されていたにもかかわらず、その行為を放置した結果、紛失し、個人データが漏えいした場合

「2-2-3-4. 委託先の監督」(改正案38ページ以下)

ガイドライン改正案

◆優越的地位にある者が委託者の場合に、受託者に不当な負担を課している事例を明示

<改正案38ページ25行目以下>

なお、[本人からの損害賠償請求に係る責務を、安全管理措置に係る責任分担を無視して一方的に受託者に課すなど](#)、優越的地位にある者が委託者の場合、受託者に不当な負担を課することがあってはならない。

第三者への提供(法第23条第1項・第2項) (現行ガイドライン36ページ以下)

第23条第1項 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。 一～四(略)

第2項 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。 一～四(略)

現行ガイドライン

- ◆ 個人情報取扱事業者は、あらかじめ、**本人の同意**を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。同意の取得に当たっては、事業の性質及び個人データの取扱い状況に応じ、本人が同意に係る判断を下すために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示すこと。

【第三者提供とされる事例】

- ・親子兄弟会社、グループ会社の間で個人データを交換する場合
- ・フランチャイズ組織の本部と加盟店の間で個人データを交換する場合
- ・同業者間で、特定の個人データを交換する場合
- ・外国の会社に国内に居住している個人の個人データを提供する場合

【第三者提供とされない事例】

- ・同一事業者内で他部門へ個人データを提供すること。

- ◆ 個人情報取扱事業者は、第三者提供におけるオプトアウトを行っている場合には、本人の同意なく、個人データを第三者に提供することができる。

- ◆ 「**第三者提供におけるオプトアウト**」とは、提供にあたり当たりあらかじめ、以下の i. ~ iv. の情報を、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いておくとともに、本人の求めに応じて第三者への提供を停止することをいう。

- 第三者への提供を利用目的とすること。
- 第三者に提供される個人データの項目
- 第三者への提供の手段又は方法
- 本人の求めに応じて第三者への提供を停止すること。

【オプトアウトの事例】

- ・住宅地図業者(表札や郵便受けを調べて住宅地図を作成し、販売(不特定多数への第三者提供))
- ・データベース事業者(ダイレクトメール用の名簿等を作成し、販売)

「2-2-4. (2) オプトアウト」(改正案41ページ以下)

ガイドライン改正案

■オプトアウト制度の適正化<法第23条第2項関係>

<改正案15ページ33行目以下>

以下の①から④までの事項すべてをあらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

ただし、法第15条第1項の規定により特定された利用目的に、個人情報の第三者提供に関する事項が含まれていない場合は、第三者提供を行うと目的外利用となるため、オプトアウトによる第三者提供を行うことはできない。

また、オプトアウトの方法によって個人データを第三者に提供する場合、例えば、名簿等の入手元を明らかにしないことを条件に販売するなどのように、提供元の個人情報取扱事業者は、提供先に対して、その個人データの入手元を開示することを妨げるようなことは避けることが望ましい。

2-7 第三者への提供の例外(法第23条第4項) (39頁~)

法第23条第4項 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前3項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

第1号 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合。

第3号 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であつて、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

ガイドライン

委託

- ◆ **個人データの取扱いに関する業務の全部又は一部を委託する場合**は、第三者に該当しない。個人情報取扱事業者には、委託先に対する監督責任が課される(法第22条関連)。

【業務の委託の事例】

- ・データの打ち込み等、情報処理を委託するために個人データを渡す場合
- ・百貨店が注文を受けた商品の配送のために、宅配業者に個人データを渡す場合

共同利用

- ◆ **個人データを特定の者との間で共同して利用する場合**、以下のア)~エ)の情報をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いておくとともに、共同して利用することを明らかにしている場合は、第三者に該当しない。

ア) 共同して利用される個人データの項目

イ) 共同利用者の範囲(本人からみてその範囲が明確であることを要するが、範囲が明確である限りは、必ずしも個別列挙が必要ない場合もある。)

ウ) 利用する者の利用目的(共同して利用する個人データのすべての利用目的)

エ) 開示等の求め及び苦情を受け付け、その処理に尽力するとともに、個人データの内容等について、開示、訂正、利用停止等の権限を有し、安全管理等個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

【共同利用を行うことがある事例】

- ・グループ企業で総合的なサービスを提供するために利用目的の範囲内で情報を共同利用する場合

「2-2-4. (3) (iii) 共同利用」(改正案43ページ以下)

ガイドライン改正案

- ◆ 共同利用か委託かは、個人データの取扱いの形態によって判断されるものであって、共同利用者の範囲に委託先事業者が含まれる場合であっても、委託先との関係は、共同利用とならないことを明示

＜改正案43ページ22行目以下＞

個人データを特定の者との間で共同して利用する場合、以下の①から④までの情報をあらかじめ※1本人に通知※2し、又は本人が容易に知り得る状態※3に置いておくとともに、共同して利用することを明らかにしている場合は、第三者に該当しない。また、共同利用する際は、個人データが共同利用される前の利用目的の範囲で利用しなければならない。

なお、共同利用か委託かは、個人データの取扱いの形態によって判断されるものであって、共同利用者の範囲に委託先事業者が含まれる場合であっても、委託先との関係は、共同利用となるわけではなく、委託先の監督義務を免れるわけでもない。

例えば、グループ企業でイベントを開催する場合に、各子会社から親会社(幹事会社)に顧客情報を集めた上で展示会の案内を発送する場合は共同利用となるが、自社でイベントを開催する場合に、案内状を発送するために発送代行業者に顧客情報を提供する場合は、共同利用者の範囲に含まれるグループ企業内の事業者への提供であったとしても、委託であって、共同利用とはならない。

※ 第三者提供の整理

種類	手続のポイント	メリット	デメリット・リスク
第三者提供 (手続の透明性)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 取得時の利用目的にその旨を含め、通知又は公表 ➢ 本人の事前同意又はオプトアウト など 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 提供先からの漏えい等についての免責 ➢ 提供先では提供元とは別の利用目的での利用可能 など 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 本人の事前同意又はオプトアウトが必要 など
委託 (内部的な委託関係)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 個人情報の取扱範囲、方法等について委託先に指示 ➢ 適切に遂行されているかどうか確認 など 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 本人の事前同意又はオプトアウト不要 など 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 委託先からの漏えい等についての監督責任 など
共同利用 (一体としての利用)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 共同利用するデータ項目、目的等の本人への周知 など 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 本人の事前同意又はオプトアウト不要 など 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 取得時の利用目的の範囲内での利用に限定 ➢ 共同利用することについての本人への周知が必要 ➢ 共同利用者からの漏えい等について、民事上の賠償責任の可能性 など

2-8 保有個人データの公表・開示(法第24条～) (42頁～)

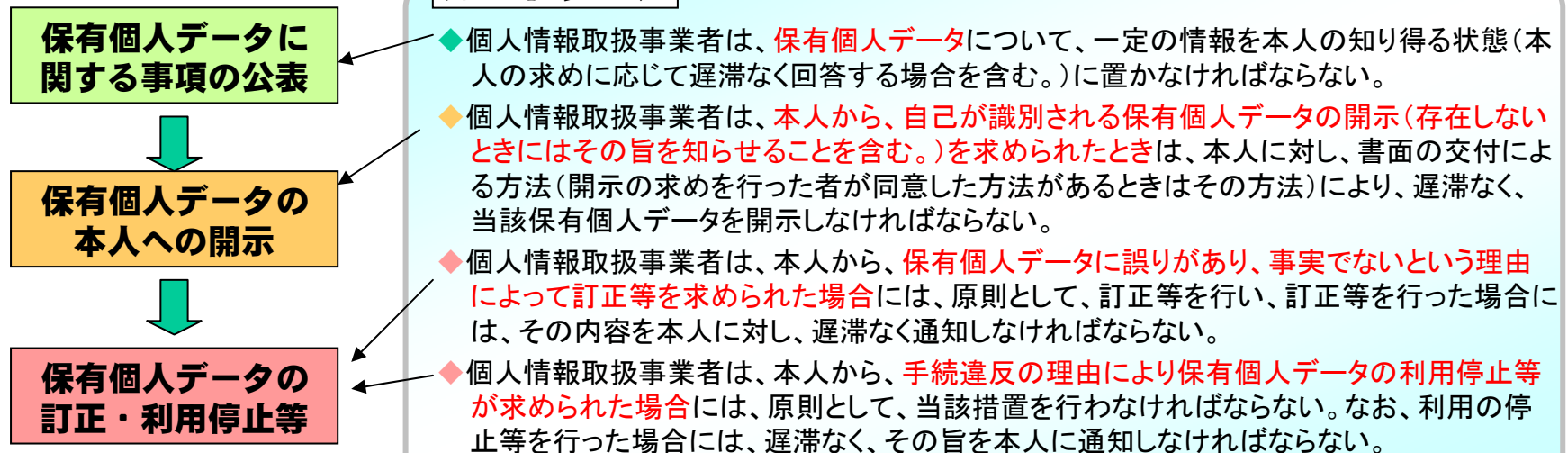
法第24条第1項 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。一～四(略)

法第25条第1項 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示(当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。(以下略)

法第26条第1項 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除(以下この条において「訂正等」という。)を求められた場合には、(中略)利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

法第27条第1項 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第16条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第17条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去(以下この条において「利用停止等」という。)を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。

ガイドライン



「2-2-5-6. 開示等の求めに応じる手続」(改正案53ページ以下)

ガイドライン改正案

- ◆ 事業者は本人確認のために、本人に対して必要以上に多くの情報を求めてはならないことを明示

<改正案55ページ12行目以下>

(iii)開示等の求めをする者が本人又はその代理人((ア)未成年者又は成年被後見人の法定代理人、(イ)開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人)であることの確認の方法(ただし、確認の方法は、事業の性質、保有個人データの取扱状況、開示等の求めの受付方法等に応じ、適切なものでなければならず、事業者が保有している個人データに比して過剰な情報を求めるなど、本人確認のために必要以上に多くの情報を求めてはならない。)

- ◆ 法定代理人の確認書類を明示

<改正案55ページ27行目以下>

事例6) 代理人の場合(来所): 本人及び代理人について、運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券(パスポート)、外国人登録証明書、年金手帳、弁護士の場合は登録番号、代理を示す旨の委任状(親権者が未成年者の法定代理人であることを示す場合は、本人及び代理人が共に記載され、その続柄が示された戸籍謄抄本、住民票の写し)

「個人情報の取得元の開示」「個人情報の利用停止・消去」

個人情報保護に関する主な検討課題等

個人情報保護に関する主な検討課題(平成18年7月28日国民生活審議会個人情報保護部会)〈抜粋〉

◆個人情報の取得元の開示

3. 事業者等の取組

(5) 消費者等(本人)との関係について

②個人情報の取得元の開示について

- ・ 事業者は消費者等(本人)に個人情報の取得元を明らかにすることまで法律上求められていない一方、取得元を明らかにすべきとの指摘があるが、どのような対応が考えられるか。
- ・ 事業者における個人情報の取得元が明確ではないため、消費者等(本人)の不安が払拭されないとの指摘があることから、消費者等(本人)の不安を解消するためにも、事業者がプライバシーポリシーに個人情報の主な取得元を盛り込むことが重要ではないか。

◆個人情報の利用停止・消去

3. 事業者等の取組

(5) 消費者等(本人)との関係について

③個人情報の利用停止・消去について

- ・ 本人の求めによる個人情報の利用停止・消去については、現行法では不正に取得した場合等、法違反があった場合に限定されているが、このような整理で適切か。

その他

経過措置（現行ガイドライン53ページ）

現行ガイドライン

- ◆法施行前から保有している個人情報については、法施行時に個人情報の取得行為がなく、法第18条（取得に際しての利用目的の通知等）の規定は適用されない。
- ◆保有個人データに関する事項の本人への周知については、法施行時に法第24条第1項の措置（前ページ参照）を講ずる必要がある。

ガイドラインの見直し（現行ガイドライン56ページ）

現行ガイドライン

- ◆個人情報の保護についての考え方は、社会情勢の変化、国民の認識の変化、技術の進歩等に応じて変わり得るものであり、本ガイドラインは、法の施行後の状況等諸環境の変化を踏まえて毎年見直しを行うよう努めるものとする。

参考となる事項・規格（現行ガイドライン56ページ）

現行ガイドライン

- ◆個人情報取扱事業者は、その事業規模及び活動に応じて、個人情報の保護のためのコンプライアンス・プログラムを策定し、実施し、維持し及び改善を行うことが望ましい。
- ◆また、個人情報取扱事業者は、「個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）」を策定し、ウェブ画面への掲載等により公表することが望ましい。

その他

ガイドライン改正案

◆ 参考となる事項・規格を最新のものに修正

<改正案55ページ12行目以下>

個人情報取扱事業者は、その事業規模及び活動に応じて、個人情報の保護のためのマネジメントシステムを策定し、実施し、維持し及び改善を行うことが望ましい。

なお、その体制の整備に当たっては、日本工業規格JIS Q 15001「個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」を、個人データの安全管理措置の実施に当たっては、日本工業規格JIS X 5070「セキュリティ技術—情報技術セキュリティの評価基準」、日本工業規格JIS Q 27001「情報技術—セキュリティ技術—情報セキュリティマネジメントシステム—要求事項」、日本工業規格JIS Q 27002「情報技術—セキュリティ技術—情報セキュリティマネジメントの実践のための規範」、CRYPTREC(暗号技術評価プロジェクト)の「電子政府推奨暗号リスト」等を、個人データの安全管理措置の実施状況の確認に当たっては、経済産業省の「情報セキュリティ監査制度」を、それぞれ参考にすることができる。

◆ Q&Aを紹介

<改正案55ページ27行目以下>

本ガイドラインで取り上げた典型的な事例のほか、より具体的な事例は「個人情報保護ガイドライン等に関するQ&A」で取り上げる。ただし、同Q&Aの事例も、すべての事例を網羅することを目的とするものではなく、実際には個別事案ごとの検討が必要となる。

同Q&Aは、経済産業省ホームページの「個人情報保護」のページ中に掲載され、随時更新する予定である。

(経済産業省ホームページの「個人情報保護」のページ)

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/index.html

-
1. 個人情報保護を取り巻く状況
 2. 個人情報保護ガイドラインについて
 3. 民間団体における個人情報保護の取組

認定個人情報保護団体の認定状況

手続

民間団体より主務大臣に認定申請。書類審査を経て、主務大臣が認定する任意の制度。

* 経済産業省の認定手続指針

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/0503nintei.pdf

経済産業大臣認定

15団体

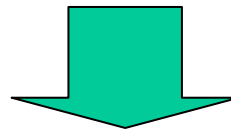
- ・ (財)日本データ通信協会
- ・ (社)全日本ギフト用品協会
- ・ JECIA個人情報保護協会
- ・ (社)日本自動車販売協会連合会
- ・ クレジット個人情報保護推進協議会
- ・ (財)日本情報処理開発協会
- ・ (社)日本専門店協会
- ・ (社)東京グラフィックサービス工業会
- ・ 特定非営利活動法人 日本個人・医療情報管理協会
- ・ (社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
- ・ 結婚情報サービス協議会
- ・ 大阪毎日新聞販売店事業協同組合
- ・ 全国こころの会葬祭事業協同組合
- ・ 特定非営利活動法人 日本手技療法協会
- ・ 長野県個人情報保護協会

平成18年12月末現在

※ 認定個人情報保護団体制度の趣旨

1. 認定個人情報保護団体制度の目的

- ◆ 個人情報保護法の基本理念の実現のためには、各個人情報取扱事業者が実情に応じた適正な取扱いを確保するための自発的な取組が不可欠
- ◆ そのような取組を支援する民間団体（法人格の有無は問わない）の役割が非常に重要



2. 認定制度の概要

- ◆ 当該分野(※)において活動を行う団体を主務大臣が認定することにより、当該団体を支援する制度

※具体的には、主に、

- ◆ **苦情処理**：事業者自身による苦情処理を基本としつつ、産業界の実情も把握している第三者機関的立場にからの民間団体における苦情処理機能に期待
- ◆ **情報提供**：業界の実務を踏まえた、より具体的なガイドラインやQ&Aによる傘下の各事業者への適切な情報提供に期待

業務内容

3. 認定の対象となる業務(個人情報保護法第37条)

- ◆ **業務の対象となる事業者の個人情報の取扱いに関する苦情の処理** (第1項第1号)
 - * 顧客本人等から苦情解決の申し出があったときは事業者に迅速な解決を求めなければならない(法第42条第1項)
- ◆ **個人情報保護指針の作成・公表など、個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供** (第1項第2号)
- ◆ **その他、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務** (第1項第3号)

4. 対象事業者の公表(法第41条)

- ◆ **認定団体の構成員又は認定業務の対象となることについて同意を得た事業者の公表**

5. 努力義務(法第43条)

- ◆ **個人情報保護指針**(対象事業者の個人情報の適正な取扱い確保のための法律に沿った指針)**の作成・公表** (第1項)
- ◆ **対象事業者に個人情報保護指針を遵守させるための必要な指導・勧告等**(第2項)

認定基準・信頼性確保

6. 認定基準(法第39条)

- ◆ 認定業務(苦情処理・情報提供等)を適正かつ確実にを行うため必要な **業務の実施方法** が定められていること(第1号)。
- ◆ 認定業務を適正かつ確実にを行うに足りる **知識及び能力** 並びに **経理的基礎** を有すること(第2号)。
- ◆ 認定業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって **認定業務が不公正になるおそれがない** こと(第3号)。

7. 団体の信頼性を確保するために…(法第44条～)

- ◆ 業務の実施に際して知り得た情報の目的外利用の禁止(第44条)
- ◆ 認定団体でない団体による名称の使用制限(第45条)
- ◆ 主務大臣による報告の徴収、改善命令、認定の取消し(第46条～第48条)

認定の効果

8. 認定制度の効果

認定個人情報保護団体にとっては

- ◆ 業務の信頼性が確保される。
- ◆ 個人情報の適正な取扱いを確保している業界であることについて、国民から一定の信頼を得ることができる。

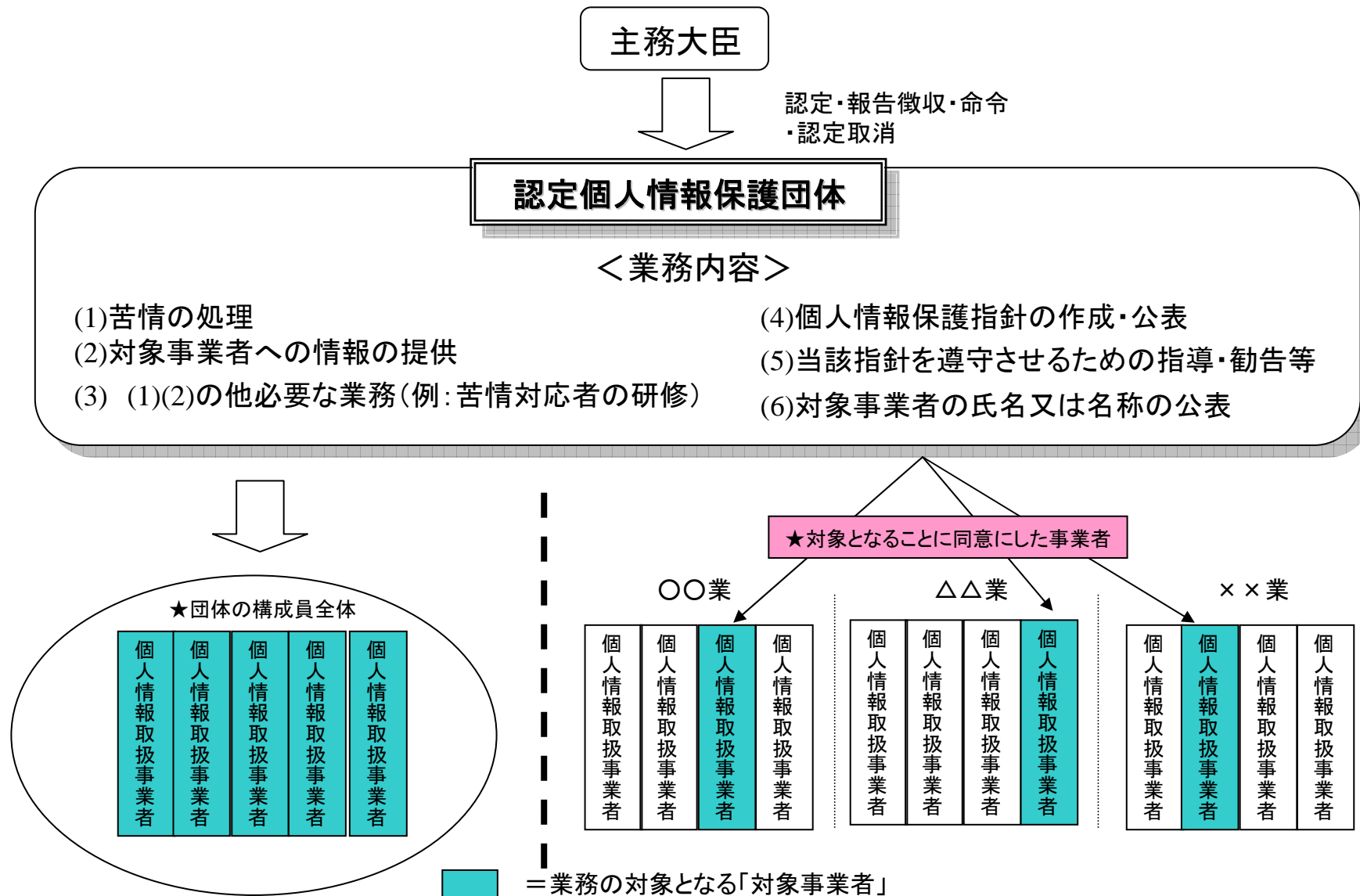
対象事業者にとっては

- ◆ 苦情処理において、認定個人情報保護団体が第三者機関として関与することで迅速・円滑な解決が期待できる。
- ◆ 認定個人情報保護団体による適切な情報提供によって、対象事業者における一層の個人情報保護のための取組が促進されるようになる。

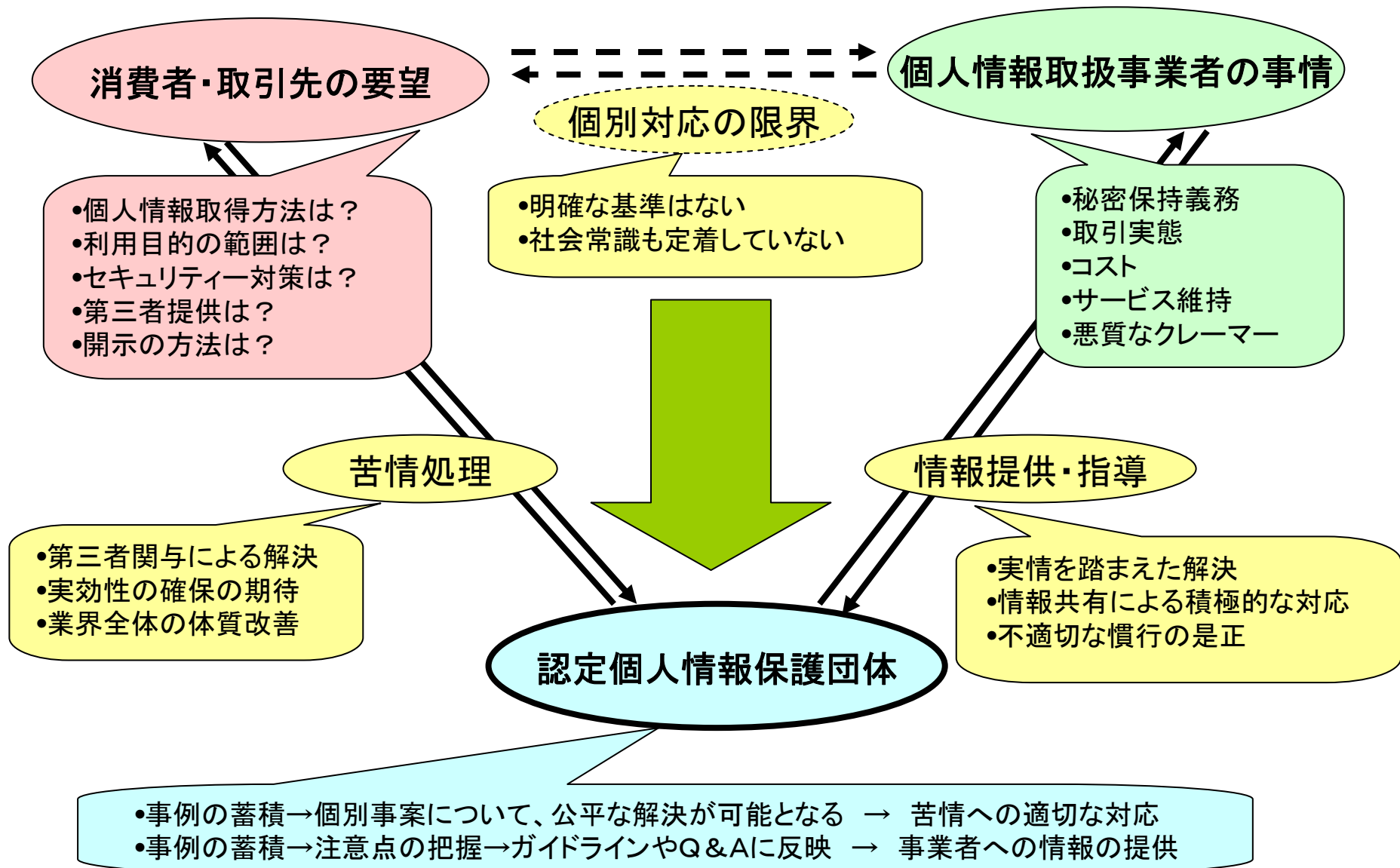
顧客等の個人にとっては

- ◆ 苦情処理において、認定個人情報保護団体が第三者機関として関与することで迅速・円滑な解決が期待できる。
- ◆ 当該業界において、個人情報の適正な取扱いの確保が期待できる。

認定個人情報保護団体と対象事業者の関係



認定個人情報保護団体の機能・役割(まとめ)



認定個人情報保護団体連絡会の実施

第1回(平成17年度)

- ◆ 認定団体の活動状況の報告・意見交換

第2回(平成18年度)

- ◆ 対象事業者による所属認定団体名等の周知状況(施行令第5条第2項関係)
- ◆ 経済産業分野の個人情報保護ガイドラインの見直しに対する意見交換

第3回(平成18年度)〈予定〉

- ◆ 対象事業者の取組状況調査(対象事業者向けアンケートの実施)の報告
- ◆ ガイドラインの改訂に関する説明

プライバシーマーク制度の概要

個人情報保護JIS（JIS Q 15001：2006）に適合した個人情報保護マネジメントシステムを整備し、個人情報の取扱いを適切に行っている事業者を、第三者機関である(財)日本情報処理開発協会（JIPDEC）及びその指定機関が評価・認定し、その証としてプライバシーマークと称するロゴの使用を許諾する制度。



事業者には:

個人情報の取扱いに関するリスクヘッジと信頼獲得へのインセンティブを提供

→ 個人情報保護システムの確立促進
(JIS Q 15001の普及)

消費者には:

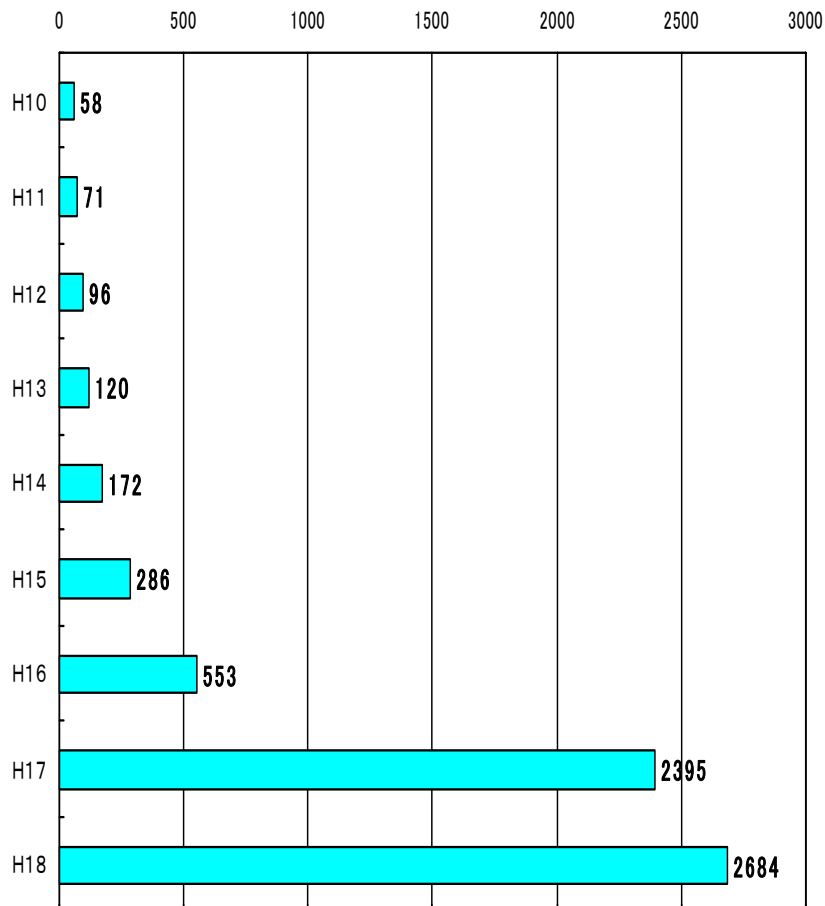
事業者の個人情報の取扱いの適切性を容易に判断できる材料(マーク)を提供

→ 個人情報を自分で守る意識の向上

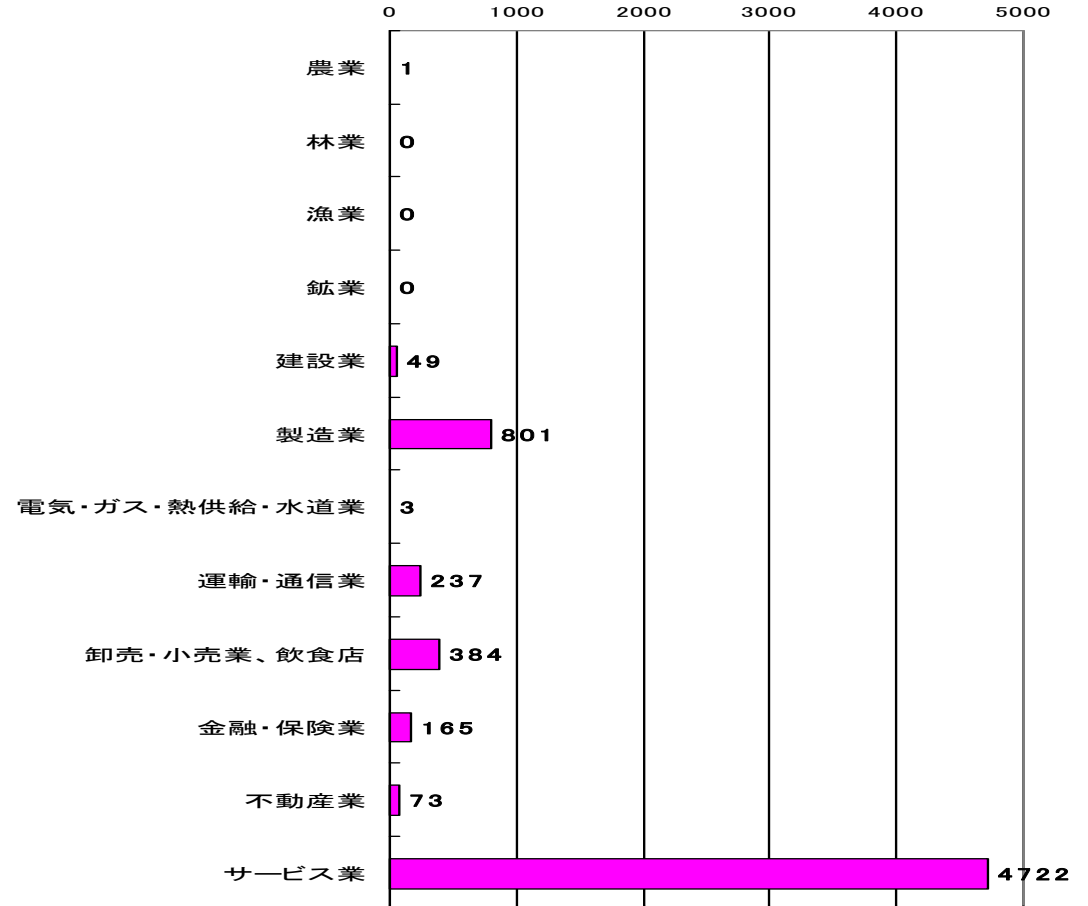
プライバシーマークの認定状況

- 年度別認定事業者数は、毎年増え続けている。
(平成18年11月末現在:認定6435事業者)
- 業種としては、情報の取扱を受託する情報サービス業を含む、サービス業の割合が多い。

年度別認定数の推移(平成18年11月末) (単位:事業者)

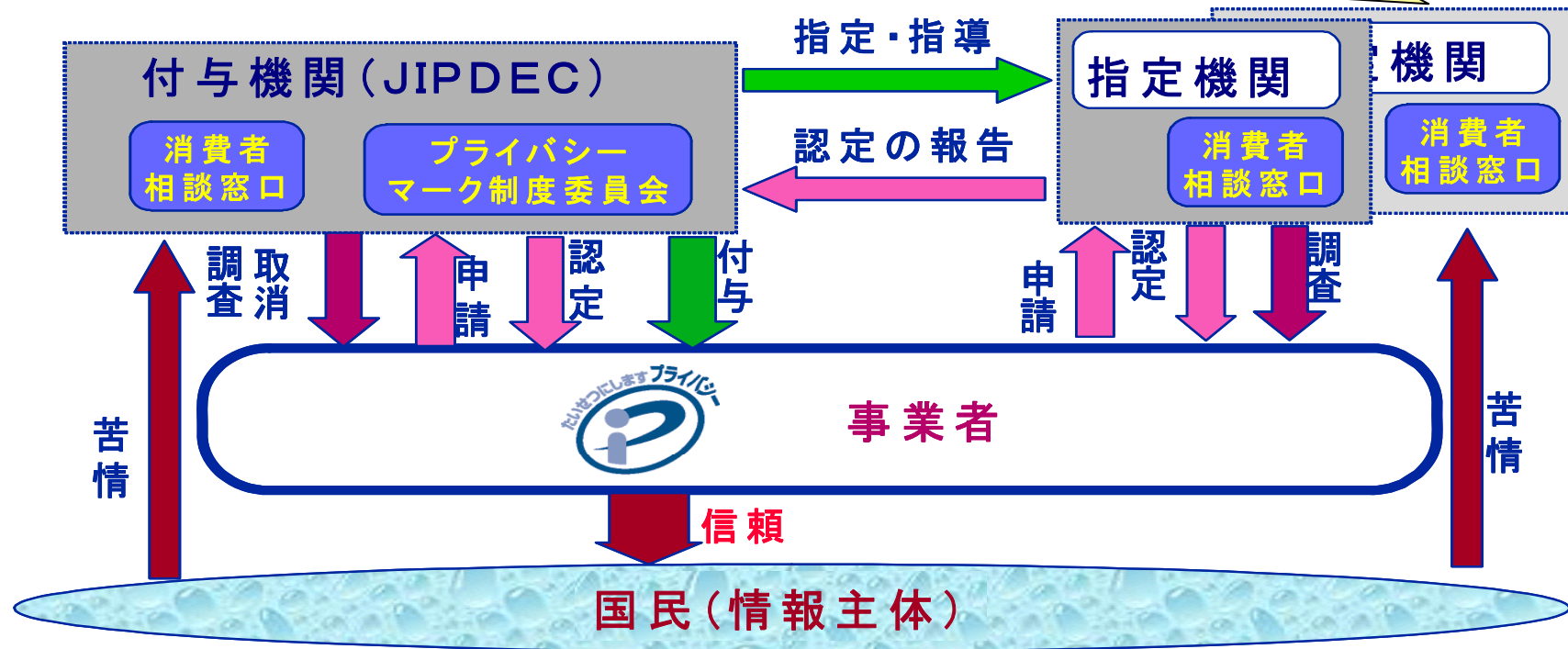


業種別認定数(平成18年11月末) (単位:事業者)



プライバシーマーク制度の仕組み

- | | | |
|------|------------------------------|-------------------|
| 指定機関 | (社)情報サービス産業協会 (JISA) | (財)くまもとテクノ産業財団 |
| | (社)日本マーケティング・リサーチ協会 (JMRA) | (社)中部産業連盟 |
| | (社)全国学習塾協会 (JJA) | (財)関西情報・産業活性化センター |
| | (財)医療情報システム開発センター (MEDIS-DC) | (財)日本データ通信協会 |
| | (社)全日本冠婚葬祭互助協会 | |
| | (社)東京グラフィックサービス工業会 | |
| | (社)日本情報システム・ユーザー協会 (JUAS) | |
| | | |



※ 個人情報保護法関連資料については、
以下をご参照ください。

(内閣府)

<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/index.html>

(経済産業省)

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/privacy.htm

- ◆ 経済産業分野ガイドライン改正案に対するパブリックコメント
期間 : 平成18年12月 ~ 平成19年1月末
宛先 : meti-guideline@meti.go.jp